

## 利用料金表（介護保険）

令和6年6月1日

## &lt;利用者の自己負担&gt;

1. 介護保険の場合、自己負担は、1ヶ月の訪問リハビリ利用料の1割～3割となります。
2. 1単位=10.17円（小数点以下切り上げ）で計算しています。



## &lt;介護保険&gt;

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費 <sup>※1</sup> 1回20分以上（最大週6回 <sup>※2</sup> ）	314円（308単位）	627円	940円
短期集中リハビリテーション実施加算（日）	204円（200単位）	407円	611円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（回）	7円（6単位）	13円	19円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（回）	3円（3単位）	7円	10円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ（月）	183円（180単位）	367円	550円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ（月）	217円（213単位）	434円	650円
※医師による説明を行った場合Ⅰ・Ⅱに加え	275円（270単位）	550円	824円
退院時共同指導加算	611円（600単位）	1,221円	1,831円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（日）	245円（240単位）	489円	733円
口腔連携強化加算（月）	51円（50単位）	102円	153円
移行支援加算（日）	18円（17単位）	35円	52円

- ※1 「診療未実施減算」に該当する場合は、自己負担が1割負担の場合263円（258単位）、2割負担の場合525円、3割負担の場合788円、  
「高齢者虐待防止措置未実施減算」「業務継続計画未実施減算」に該当する場合は、1割負担の場合311円（305単位）、2割負担の場合621円、3割負担の場合931円、  
「同一建物減算」に該当する場合は、1割負担の場合283円（278単位）、2割負担の場合566円、3割負担の場合849円となります。

※2 「短期集中リハビリテーション実施加算」を算定している場合は、最大週12回。

## &lt;介護予防保険&gt;

	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問リハビリテーション費 <sup>※1、※3</sup> 1回20分以上（最大週6回） <sup>※2</sup>	303円（298単位）	607円	910円
短期集中リハビリテーション実施加算（日）	204円（200単位）	407円	611円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（回）	7円（6単位）	13円	19円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（回）	3円（3単位）	7円	10円
退院時共同指導加算	611円（600単位）	1,221円	1,831円
口腔連携強化加算（月）	51円（50単位）	102円	153円

- ※1 「診療未実施減算」に該当する場合は、自己負担が1割負担の場合253円（248単位）、2割負担の場合505円、3割負担の場合757円、  
「高齢者虐待防止措置未実施減算」「業務継続計画未実施減算」に該当する場合は、1割負担の場合300円（295単位）、2割負担の場合600円、3割負担の場合900円、  
「同一建物減算」に該当する場合は、1割負担の場合274円（269単位）、2割負担の場合

548 円、3 割負担の場合 821 円となります。

※2 「短期集中リハビリテーション実施加算」を算定している場合は、最大週 12 回。

※3 サービス開始から 1 年以上経過及び要件を満たさない事業所の場合は、1 割負担の場合 273 円（268 単位）、2 割負担の場合 546 円、3 割負担の場合 818 円となります。

※診療未実施減算…事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算致します。

※高齢者虐待防止措置未実施減算…虐待の発生又は再発を防止するための措置を講じられていない場合は単位数 100 分の 1 に相当する単位数を減算致します。

※業務継続計画未実施減算…感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合所定単位数 100 分の 1 に相当する単位数を減算致します。

※同一建物内減算…同一建物内に 20 人以上の訪問を行う場合に単位数の 1 割に相当する単位数を減算致します。

#### <交通費>（保険外実費）

清田区以外の交通費については下記の通りです。（1 往復分 実費）

・ 清田区		無料
・ 清田区外	事業所から片道 10km 超	300 円

#### <支払方法>

訪問リハビリステーションより請求書が郵送されましたら、以下の方法でお支払いをお願いします。

1. 口座引き落としによるお支払い（毎月 27 日引き落とし）
2. 訪問リハビリスタッフの集金によるお支払い。
3. 訪問リハビリステーション（真栄病院内）窓口でのお支払い。
4. 振り込みによるお支払い（振り込み手数料が別途かかります）。

※カードによるお支払い・引き落とし不可。

#### <その他の費用>

診療情報提供料：別の医療機関の医師が主治医の場合、当事業所の医師へ対して情報共有に必要な書類を提供していただく場合があります。また、逆に当事業所の医師からも主治医に対して書類を提出する場合があります。その度に発行料として 2500 円（医療保険自己負担 1 割～3 割の方は 250～750 円）がかかります。